

大韓弁護士協会について

第一東京弁護士会会員 川口 和子 Kawaguchi, Kazuko

1 大量増員時代の韓国の弁護士全員の強制加入団体

大韓弁護士協会（以下、大韓弁協という）は、韓国の弁護士全員が加入している、強制加入団体である。全人口が日本の3分の1の韓国において、司法試験の合格者数は既に年間1000人に達しており、いわばわが国の弁護士3000人増員時代を先取りしているものといえる。これに伴って、韓国の弁護士数は、1996年に約3000人であったものが、2005年には7000名を超えたということで、大韓弁協はおのずと弁護士の大量増員の問題に極めて強い関心を抱いている。ちなみに、現在の千機興（チョン・ギフン）会長は、大韓弁協の協会長選挙を、純米国式ロースクール制度の導入には慎重、弁護士の大量増員には反対という政策を掲げて、上述のとおり会員総数約7000人のところ、対立候補とわずか六十数票の差で勝ち抜いたという協会長である。

2 韓国は司法制度改革の真っ只中

韓国の司法制度改革の経過は日本と非常によく似ている。2003年10月大法院の傘下に構成された司法改革委員会が各界の意見を収斂して「司法改革のための建議文」を作成して大統領に建議し、大統領は司法制度改革の具体的実現のため、2005年1月大統領諮問機構である司法制度改革推進委員会（以下、司改推進委という）を構成した。そして、司改推進委は、大統領に伝達された上記建議文に基づき、現在、①国選弁護制度の改善方案、②犯罪被害者の保護方案、③裁定申請の全面拡大方案、④国民の刑事裁判参与制度の実施方案、⑤公判中心主義的法廷審理手続の確立方案、⑥法学専門大学院の導入方案、⑦軍事法制度の改革方案、⑧高等法院上告部の施行方案、⑨法曹倫理の確立方案、⑩人身拘束及び押収搜索検証制度の改善方案、⑪軽罪事件の迅速処理手続の導入方案を議決し、成案された法律案を各部門ごとに報告し、司法制度改革のための具体的な作業を進行中である。

そして、大韓弁協は、当初は上記各方案に対する意見を各種討論会や公聴会を介した間接的な方法で提示していたが、司改推進委の第6次本会議（2005年9月13日）からは大韓弁協協会長が正式委員として活動することになり、司改推進委に上記各方案に対する意見を直接提示するようになった。

3 大韓弁協の人権擁護活動

大韓弁協の人権擁護活動としては、まず、常設委員会である人権委員会の傘下に、ハンセン病人権小委員会、北朝鮮人権小委員会及び女性人権小委員会を設け、小鹿島（ソロクト）補償請求訴訟韓国弁護団を構成して日本弁護団とともに小鹿島の収容所に強制入所させられていたハンセン病患者たちの損害賠償請求訴訟を担当したり、北朝鮮の人権状況の研究・調査・広報活動や各種市民団体とともに北朝鮮の人権状況の改善のためのセミナー開催などを行ったり、家庭暴力特例法改正関連公聴会への参加及び意見開陳など家庭暴力特例法の実効性を担保するための活動を行ったりしている。

また、大韓弁協は社会各分野の前年度の人権状況を評価する人権報告書発刊を介して、人権状況に関する客観的な考察と分析及び代案提示を行っている。

更に、常設委員会である人権委員会以外にも、北朝鮮離脱住民法律支援委員会、環境とエネルギー研究委員会など、特別委員会を設けて、北朝鮮離脱住民のための法律支援活動とともに、韓国環境問題を監視する活動も行っている。

4 日弁連との交流

大韓弁協と日弁連は、両会の協力と交流の活性化を目的として、1987年以来執行部同士が隔年ごとに相手国を訪問する形で交流を続けてきており、今年で第20回目になろうとしている。形式的にも、2004年には、「日本弁護士連合会と大韓弁護士協会との間の友好的な交流強化に関する協議書」が締結され、1999年のオーストラリア法曹評議会（The Law Council of Australia）、2000年のカンボディア王国弁護士会に続き、日弁連が書面で友好交流協定を締結した3番目の弁護士会となった。

また、実質的にも、上記の執行部同士の交流が、ここ数年両国においてともに司法制度改革が進行中だということもあって実務的な意見交換の様相を年々強めてきているほか、2004年2月には東北アジアNGOシンポジウムの共催、同年4月には取調べの可視化シンポジウムの共催が行われるなど、年を追って緊密な交流となってきた。